

学校法人埼玉医科大学埼玉医科大学及び埼玉医科大学短期大学ガバナンス・コード【廃止済】

(令和4年3月26日制定)

目次

- 第1章 総則
- 第2章 私立大学・短期大学の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重
- 第3章 安定性・継続性(学校法人運営の基本)
- 第4章 教学ガバナンス(権限・役割の明確化)
- 第5章 公共性・信頼性(ステークホルダーとの関係)
- 第6章 透明性の確保(情報公開)
- 第7章 その他

第1章 総則

目 的

このガバナンス・コードは、私立学校法(昭和24年法律第270号)第24条の規定及び令和元年7月12日付け元文科高第228号通知「学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について」に基づき、学校法人埼玉医科大学(以下「本法人」という。)が大学と短期大学を併設する学校法人であることに鑑み、日本私立大学協会憲章「私立大学版ガバナンス・コード」に準拠しつつ、日本私立短期大学協会憲章「私立大学・短期大学版ガバナンス・コード」も参考に、本法人並びに本法人の設置する埼玉医科大学(以下「本学」という。)及び埼玉医科大学短期大学(以下「本学短期大学」という。)の運営に関する指針を定め、もって自主的に本法人の運営基盤の強化、教育の質の向上及び運営の透明性の確保を図ることを目的とします。

第2章 私立大学・短期大学の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重

私立大学・短期大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。私立大学・短期大学は、社会の発展と安定に不可欠な数多くの専門職やリーダーを輩出するとともに、地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤として、質・量の両面において重要な役割を果たしてきました。今後とも、本法人が設置する本学及び本学短期大学は、建学の精神・理念に基づく私立大学・短期大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、「私立大学版ガバナンス・コード」に準拠しつつ「私立大学・短期大学版ガバナンス・コード」も参考にし、作成したこのガバナンス・コードを規範にし、適切なガバナンスを確保して、

時代の変化に対応した私立大学・短期大学づくりを進めていきます。また、中期的な計画を策定し、学生をはじめ様々なステークホルダーからの期待に応えるべく、本学及び本学短期大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

2-1 学校法人埼玉医科大学の基本理念等

(1) 基本理念

本法人の基本理念は、次のとおりです。

「限りなき愛」

(合言葉 “Your Happiness Is Our Happiness”)

(2) 運営の基本方針

本法人の運営の基本方針は、次のとおりです。

1. 患者さんには満足度の高い安全で安心できる質の高い医療を提供する。
2. 学生には満足度の高い教育を提供する。
3. 職員には生き甲斐を持って安心して働き易い職場を提供する。

2-2-1 埼玉医科大学の建学の理念等

(1) 建学の理念

本学の建学の理念は、次のとおりです。

1. 生命への深い愛情と理解と奉仕に生きるすぐれた実地臨床医家の育成
2. 自らが考え、求め、努め、以て自らの生長を主体的に開展し得る人間の育成
3. 師弟同行の学風の育成

(2) 建学の理念に基づく医療人像

本学の期待する医療人像は、次のとおりです。

○高い倫理観と人間性の涵養

- ・医療人は、生命に対して深い愛情と畏敬の念を持ち、病める人々の心を理解し、その立場に立って、十分な説明と相互理解のもとに医療を行わなければならない。
- ・医療人は、豊かな人間性を育成すべく、常に倫理観を磨き、教養を積むことに努力しなければならない。

○国際水準の医学・医療の実践

- ・医療人は、生涯にわたり常に最新の知識・技術を学び、自信を持って国際的に最も質の高い医療を提供するよう心掛けなければならない。
- ・医療人は、医療における課題を自ら解決する意欲と探求心を持ち、国際

的視野をもって医学・医療の進歩に貢献することを心掛けなければならない。

○社会的視点に立った調和と協力

- ・医療人は自らの能力の限界を自覚し、謙虚に他者と協力し、それぞれの立場で患者中心の医療を実践するために、統合力を磨かなければならない。
- ・医療人は、社会的視野を持ち、健康の保持・増進、疾病の予防から社会復帰、さらに社会福祉に至る保健・医療全般に責任を有することを自覚し、地域並びに国際社会の保健・医療に貢献しなければならない。

2-2-2 埼玉医科大学短期大学の建学の精神等

(1) 建学の精神

本学短期大学の建学の精神は、次のとおりです。

1. 真に求められる、人間性、技術共に優れた医療技術者の育成
2. 自ら学び、努め、以て病める者への労りと奉仕心の育成
3. 師弟同行の学風の育成

(2) 建学の精神に基づく医療人像

本学短期大学の期待する医療人像は、本学のもの(2-2-1(2))に同じです。

2-3-1 埼玉医科大学の教育と研究の目的(私立大学の使命)

(1) 建学の理念に基づく教育目的等

本学の建学の理念に基づく教育目的及び研究目的は、次のとおりです。

① 本学の教育目的及び研究目的

本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、かつ、私学の特性を生かして専門的な知識と技能及び高い倫理性を身につけた実地臨床医家並びに保健医療技術者を育成することを目的とし、更に進んで新しい医学及び関連諸科学の研究並びに保健医療技術の向上に寄与することによって、広く人類の健康と福祉に貢献することを使命とする。

② 学部等の教育目的等

医学部、保健医療学部及び大学院各研究科において、別に定める、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)及び入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)の3つの方針(ポリシー)に基づく大学教育の諸活動を実施するとともに、内部質保証に関する全学的な方針により、その結果を自己点検・評価とそれを踏まえた改善に取り組み、大学教育の内部質保証システムを確立します。

(2) 中期的(原則として5年以上)な計画の策定と実現に必要な取組について

- ① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。
- ② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、自己点検・評価に係る委員会、理事会等で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・学校運営に努めています。
- ③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
- ④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。
- ⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組を徹底します。
- ⑥ 中期的な計画に盛り込む内容例
 - ア 建学の理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標
 - イ 教育改革の具体策と実現見通し
 - ウ 経営・ガバナンス強化策
 - エ 法人・教学部門双方の積極的な情報公開
 - オ 財政基盤の安定化策
 - カ 設置校の入学定員確保策
 - キ 設置校の教育環境整備計画
 - ク グローバル化及びICT化策
 - ケ 計画実現のためのPDCA体制

(3) 私立大学である本学の社会的責任等

- ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に法人経営を進めます。
- ③ 本学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)をはじめ、多様性への対応を実施します。

(1) 建学の精神に基づく教育目的等

本学短期大学の建学の精神に基づく教育目的及び研究目的は、次のとおりです。

① 本学短期大学の教育目的及び研究目的

本学短期大学は、教育基本法及び学校教育法に従い、医療技術に関する高度の理論と技能を教授研究し、あわせて豊かな教養と人格を備えて、ひろく国民の保健医療の向上に寄与することのできる医療技術者を育成することを目的とする。

② 学科等の教育目的等

看護学科及び専攻科母子看護学専攻において、別に定める、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)及び入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)の3つの方針(ポリシー)に基づく短期大学教育の諸活動を実施し、その結果を自己点検・評価とそれを踏まえた改善に取り組み、教育水準の向上と質的充実に努めます。

(2) 中期的(原則として5年以上)な計画の策定と実現に必要な取組について
本学のもの(2-3-1(2))と同様です。

(3) 私立短期大学である本学短期大学の社会的責任等
本学のもの(2-3-1(3))と同様です。

第3章 安定性・継続性(学校法人運営の基本)

私立大学・短期大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。したがって、本法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、設置する本学及び本学短期大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。本法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方や仕組みを構築する必要があります。

3-1 理事会

(1) 理事会の役割

① 意思決定の議決機関としての役割

ア 理事会は、本法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。

② 理事会の議決事項の明確化等

ア 理事会において議決する本法人における重要事項を寄附行為等に明示します。

イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し保管します。

ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

③ 理事並びに本学及び本学短期大学の運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、理事並びに本学及び本学短期大学の運営責任者(学長、副学長、学部長又は学科長等)に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に学校業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

④ 学長への権限委任

ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、学校教育法(昭和22年法律第26号)第92条の規定により、本学及び本学短期大学の包括的な最終責任者としての職務と権限の一部を当該学長に委任しています。

イ 学長が副学長を置くなど、各々担当職務を分担させ、管理する体制としています。

ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

⑤ 実効性のある開催

ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。

イ 審議に必要な時間は十分に確保します。

⑥ 役員(理事・監事)は、(ア)その任務を怠り、本法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

⑦ 役員(理事・監事)が本法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。

⑧ 役員(理事・監事)の本法人に対する責任が加重とならないよう適切に対応し、役員のリスクマネジメントの強化に努めます。

⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできません。

3-2 理事

(1) 理事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化

① 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理します。

- ② 理事長を補佐する理事として、副理事長、専務理事、常務理事及び業務を分掌する理事(以下「業務執行理事」と総称する。)を置くことができるものとし、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。
- ③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為等に明確に定めます。
- ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行います。
- ⑤ 理事は、善良なる管理者の注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ⑥ 理事は、本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。
- ⑦ 本法人と理事との利益が相反する場合であっても、理事長以外の理事は本法人の業務について、本法人を代表しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

(2) 学内理事の役割

- ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、本学及び本学短期大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

(3) 外部理事の役割

- ① 複数名の外部理事(私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事)を選任します。
- ② 外部理事は、本法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。
- ③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

(4) 理事への研修機会の提供と充実

全理事(外部理事を含む。)に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

3 - 3 監事

(1) 監事の責務(役割・職務範囲)について

- ① 監事は、善良なる管理者の注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ② 監事は、その責務を果たすため、寄附行為、学校法人埼玉医科大学監事監査規程(令和2年3月30日制定。以下「監事監査規程」という。)等に則り、理事会、評議員会、常任理事会その他の重要会議に出席し、意見を述べることができます。
- ③ 監事は、本法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④ 監事は、本法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- ⑤ 監事は、理事の行為により本法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

(2) 監事の選任

- ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。
- ② 監事は2~3名置くこととします。
- ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

(3) 監事監査基準

- ① 監査機能の強化のため、監事監査規程等を作成します。
- ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
- ③ 監事は、監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事、公認会計士及び内部監査室等の職員の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実に図ります。
- ② 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
- ③ 本法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。
- ④ その他監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

(5) 常勤監事の設置

監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置するよう努めます。

3-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聴きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わるできません。

- ① 予算及び事業計画に関する事項
- ② 中期的な計画の策定
- ③ 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。)及び重要な資産の処分に関する事項
- ④ 役員報酬に関する基準の策定
- ⑤ 寄附行為の変更
- ⑥ 合併
- ⑦ 私立学校法第50条第1項第1号(評議員会の議決を要する場合を除く。)及び第3号に掲げる事由による解散
- ⑧ 収益を目的とする事業に関する重要事項
- ⑨ その他本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(2) 評議員が意見を述べやすい議事運営方法の改善に努めます。

(3) 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。

3-5 評議員

(1) 評議員の選任

- ① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。
- ② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。

ア 本法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

イ 本法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

ウ その他寄附行為の定めるところにより選任された者

③ 本法人の業務若しくは財産状況又は役員の仕事執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。

④ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、寄附行為の定めるところにより、当該候補者を理事会又は評議員会において選任する扱いとしています。

(2) 評議員への研修機会の提供と充実

① 本法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

② 本法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

第 4 章 教学ガバナンス(権限・役割の明確化)

学長の任免については、学校法人埼玉医科大学学長等選考規程(平成 13 年 11 月 17 日制定)に基づき、理事会の議決を得て理事長が行っています。また、その職務については、学校法人埼玉医科大学組織規程(平成 12 年 11 月 18 日制定)に基づき、学長が教育・研究組織の管理運営に当たっています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を常任理事会その他諸規程に定める機関のほか、学長に委任しています。理事会及び理事長は、本学及び本学短期大学の目的を達成するための各種施策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

4-1-1 埼玉医科大学学長

(1) 学長の責務(役割・職務範囲)

① 学長は、埼玉医科大学学則(昭和 47 年 2 月 16 日制定)第 1 条に掲げる「教育基本法及び学校教育法の精神に則り、かつ、私学の特性を生かして専門的な知識と技能及び高い倫理性を身につけた実地臨床医家並びに保健医療技術者を育成する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。

② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。

③ 所属教職員が、学長の方針、中期的な計画、本法人の経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

(2) 学長補佐体制(副学長・学部長の役割)

- ① 本学に副学長を置くことができるようにしており、学校教育法第92条第2項及び第4項の規定に基づき、必要な人数の副学長を置くことと、副学長の職務は、学長の指示により学長裁定に定める事項を行うものとしています。その職務については、「埼玉医科大学副学長の職務に関する事項」(平成27年2月1日学長裁定)に定めています。
- ② 学部長の役割については、学校教育法第92条第5項の規定に基づき、学長を補佐し、その命を受けて学部内の教学運営業務を遂行し、業務を処理するとともに、学部所属する教員を指揮監督しています。

4-1-2 埼玉医科大学短期大学学長

(1) 学長の責務(役割・職務範囲)

- ① 学長は、埼玉医科大学短期大学学則(昭和63年12月22日制定)第1条に掲げる「教育基本法及び学校教育法に従い、医療技術に関する高度の理論と技能を教授研究し、あわせて豊かな教養と人格を備えて、ひろく国民の保健医療の向上に寄与することのできる医療技術者を育成する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、短期大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。
- ② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。
- ③ 所属教職員が、学長の方針、中期的な計画、本法人の経営情報を十分理解できるように、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

(2) 学長補佐体制(副学長・学科長・専攻科長等の役割)

- ① 本学短期大学に副学長を置くことができるようにしており、学校教育法第92条第2項及び第4項の規定に基づき、必要な人数の副学長を置くことと、副学長の職務は、学長の指示により学長裁定に定める事項を行うものとしています。その職務については、「埼玉医科大学短期大学副学長の職務に関する事項」(平成27年3月1日学長裁定)に定めています。
- ② 学科長・専攻科長の役割については、学長及び副学長を補佐し、その命を受けて学科、専攻科の教学運営業務を遂行し、業務を処理するとともに、学科、専攻科に所属する教員を指揮監督しています。

4-2-1 埼玉医科大学教授会

(1) 教授会の役割(学長と教授会の関係)

本学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会(医学部にあっては教員代表者会議と称することができる。以下同じ。)を設置しています。審議

する事項については、埼玉医科大学教授会運営規則(昭和60年9月27日制定)に定めています。

ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

4-2-2 埼玉医科大学短期大学教授会

(1) 教授会の役割(学長と教授会の関係)

本学短期大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については、埼玉医科大学短期大学教授会運営規則(昭和63年12月22日制定)に定めています。

ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

第5章 公共性・信頼性(ステークホルダーとの関係)

私立大学・短期大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。したがって、建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う本学及び本学短期大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー(学生・保護者、同窓生、教職員等)はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

5-1 学生に対して

(1) 学生の学びの基礎単位である学部又は学科においても、3つの方針(ポリシー)を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

① 学部又は学科ごとの3つの方針(ポリシー)

ア 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

イ 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

ウ 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)

② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取り組みます。

③ ダイバーシティ・インクルージョン(多様性の受容)の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

5-2 教職員等に対して

(1) 教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価(PDCAサイクル)による本学及び本学短期大学の価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、本学及び本学短期大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組を推進します。

① ボード・ディベロップメント：BD

ア 業務執行理事は、寄附行為細則、事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係るPDCAを毎年度明示するよう努めます。

イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会及び評議員会に報告します。

② ファカルティ・ディベロップメント：FD

ア 3つの方針(ポリシー)の実質化と教育の質保証の取組を推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAを毎年度明示するよう努めます。

イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組を推進します。

③ スタッフ・ディベロップメント：SD

ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組を推進します。

イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組を推進します。

ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

5-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

① 認証評価

平成16(2004)年度から、全ての大学・短期大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学及び本学短期大学においても評価機関の評価を受審し、評価結果を

踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

- ② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCAサイクル)の実施
教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し実行します。

- ③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に関わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

- (2) 社会貢献・地域連携

- ① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。
- ② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての本学及び本学短期大学の役割を果たすと同時に、産学、官学、産産等の結節点として機能します。
- ③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。
- ④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組みます。
- ⑤ 環境問題をはじめとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

5-4 危機管理及び法令遵守

- (1) 危機管理のための体制整備

- ① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組みます。
 - ア 大規模災害
 - イ 不祥事(ハラスメント、公的研究費不正使用等)
- ② 災害防止、不祥事防止対策に取り組みます。
 - ア 学生・生徒等の安全安心対策
 - イ 減災・防災対策
 - ウ ハラスメント防止対策
 - エ 情報セキュリティ対策
 - オ その他のリスク防止対策
- ③ 事業継続計画の策定に取り組みます。

- (2) 法令遵守のための体制整備

- ① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則及び諸規程(以

下「法令等」と総称する。)を遵守するよう組織的に取り組みます。

- ② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談(公益通報)を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第6章 透明性の確保(情報公開)

私立大学・短期大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、本法人の運営・教育研究活動等について、透明性の更なる確保に努めます。私立大学・短期大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学・短期大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、本法人の運営・教育研究活動の透明性を確保します。私立大学・短期大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、本法人の運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

6-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第172条の2第1項の規定、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定され、又は一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

① 教育・研究に資する情報公表

- ア 本学及び本学短期大学の教育研究上の目的
- イ 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)
- ウ 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)
- エ 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- サ 授業料、入学料等の本学及び本学短期大学が徴収する費用
- シ 本学及び本学短期大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に

係る支援

ス 学生が修得すべき知識及び能力

② 学校法人に関する情報公表

ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書

イ 寄附行為

ウ 監事の監査報告書

エ 役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)

オ 役員報酬に関する基準

カ 事業報告書

(事業報告書に盛り込む内容例)

1) 本法人の概要

- ・ 建学の精神
- ・ 設置する学校・学部・学科等
- ・ 学校・学部・学科等の学生数の状況

2) 事業の概要

- ・ 主な教育・研究の概要
- ・ 中期的な計画及び事業計画の進捗・達成状況

3) 財務の概要

- ・ 決算の概要
- ・ 経営状況の分析、経営上の成果と課題、今後の方針・対応方策

(2) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。

① 教育・研究に資する情報公開

ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数

イ 大学及び短期大学間連携

ウ 地域連携及び産学官連携

② 本法人に関する情報公開

ア 経営改善計画

イ 本法人が相当割合を出資する会社に関する情報

ウ その他

(3) 情報公開の工夫等

① 上記(1)②及び(2)②の本法人に関する情報については、Web公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。

② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方

針を策定し、公開します。

- ③ 公開方法は、インターネットを使ったWeb公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、大学ポートレートのほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。
- ④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。

第7章 その他

- ① 「私立大学版ガバナンス・コード」及び「私立大学・短期大学版ガバナンス・コード」は、今後も法令改正等に応じてそれぞれ日本私立大学協会、日本私立短期大学協会において改正され、より適切なものを目指すことが示されています。そのため、本法人においてもこのガバナンス・コードを両協会のもの改正や本法人の実情に応じて適宜見直しを図り、公共性と自主性を基本とした自律的な取組として活用します。
- ② このガバナンス・コードの改廃等については、学校法人埼玉医科大学諸規程管理規程(平成10年5月23日制定)第2条第3項の規定を準用し、理事会の議を経て行います。
- ③ このガバナンス・コードは、令和4年3月26日から施行します。
- ④ このガバナンス・コードは、私立大学ガバナンス・コード第1版の廃止及び第2.0版の令和7年4月1日の適用開始をもって廃止します。